

**鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の制定及び鳥取県青少年健全育成条例の改正
に関するパブリックコメントについて**

医療指導課
青少年・家庭課

1. 実施結果

(1) 募集期間 1月11日(金)から24日(木)まで

(2) 周知方法

条例案の概要をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館、市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供、関係団体へ概要チラシを郵送した。

(3) 応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	市役所経由	計
0 (0)	13 (9)	2 (1)	1 (1)	16 (11)

(注) 外書数値は意見件数。() 書きは応募者数

2. 主な意見の内容とそれに対する考え方

(1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の制定

【賛成意見】

意見の概要	左に対する県の考え方
①よい改正案と思う。	条例案を2月定例県議会に付議する予定です。
②鳥取県に絶対入ってこないようあらゆる対策をお願いしたいので、薬物の濫用の防止に関する条例(案)に賛成する。	
③早期成立、早期施行を切望する。	
④一日も早く条例の制定を希望する。	
⑤脱法ハーブ等の薬物が県内で広がる前に条例等で薬物乱用防止をすることはとてもよいことだと思う。	
⑥鳥取県民を守るために厳罰を持って対処すべき。	一定の行為を禁止行為とし違犯や禁止行為等の中止命令違反に対し懲役・罰金を科す案としています。
⑦薬物を濫用する者への規制ができて初めて薬物に関する条例が完成すると思う。条例案提案は時宜にかなうものと思う。	条例案を2月定例県議会に付議する予定です。
⑧インターネットなどで今は簡単に薬物が手に入ってしまうので、濫用防止のためにも条例を制定することも必要ではないかと思う。	

【その他の意見】

意見の概要	左に対する県の考え方
①薬物の恐ろしさを伝えていくことがこれからの課題となってくると思われる。	条例に基づく鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定し、教育・学習・啓発活動を推進する予定です。
②何事も禁止するから脱法になるので許可制にしてはどう	学術研究、試験検査など正当な目

か。	的で行う場合は禁止行為から除外する予定です。
③学校教育の中に定期的に導入して子どもの時から薬物の危険性を身につけさせるよう啓蒙活動の強化を推進する必要がある。	条例に基づく薬物濫用対策推進計画を策定し、教育・学習・啓発活動を推進する予定です。
④市町村としての取り組みが十分でないので、市町村の薬物濫用防止体制強化を図る必要がある。	鳥取県薬物濫用対策推進計画のなかで今まで以上にどのような取り組みができるか検討したいと考えています。
⑤県民への情報提供としてテレビ、新聞等マスコミを活用して自然と目・耳から情報が入るような取り組みを推進する必要がある。	条例に基づく鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定し、教育・学習・啓発活動を推進する予定です
⑥海外より日本に絶対入らないよう海岸線の24時間監視、旅客機での識別対策のための検査方法の発案等絶対持ち込めないようにするための予算を考えてほしい。	国（財務省（税関）、海上保安庁等）が所管し対応されているところです。

(2) 鳥取県青少年健全育成条例の改正

意見の概要	左に対する県の考え方
①新聞で薬物被害の記事を読んだ、そんな恐ろしいものが鳥取県に絶対入ってこないようあらゆる対策をお願いしたいので、青少年健全育成条例の改正（案）に賛成する。	改正案を2月定例県議会に付議する予定です。
②青少年健全育成条例の改正内容のうち、場所提供の禁止については薬物の販売・授与、大麻の栽培についての場所提供だけでなく、ほかにも法律などで規制されている行為があれば、それに対する場所提供の禁止ができると思う。	いただいた意見に基づき、今回新たに設ける規制内容について再検討した結果、ほかにも法律などで規制されている行為があるので、それについての場所提供の禁止を規制内容に加えることとします。